道路法施行後 東京府道路改良の概況

東京府土木部長　來島良亮

道路に關する統一的法規の制定は、實に數十年來の懸案にして、明治二十一年公共道路條例を閣議に提出せる以來、幾多の難關を經たるも、遂に時代の要求に依り、第四十一回帝國議會に於て成立し、大正八年法律第五十八號を以て之を公布せられ、翌九年四月一日より施行せられてより以來本年は正に滿十周年に相當するのである。其の間同法の施行を機として、全國的に道路改良の議高唱せられ、中央地方相呼應して之が實現に努めたので、爾來時の政府の方針に依り多少の消長があつても、之が改良は世人の熱望せる所である。これは道路法施行前に於ても、京濱國道の如きは國庫補助を得て改良に着手したのであるが、道路法の制定に依り道路會議を設け、之に依りて道路に關する根本政策の確立を見たると共に、其の建議及成案は政府の容るゝ所となり、或は道路公債法の制定に依り、大正九年度以降三十箇年に亘り二億八千二百餘萬圓を以て、國道及主要府縣道、六大都市街路の改良に資するの議決したるを以て、茲に道路改良の機運頓に促進せらるゝに至つたのである。殊に我東京府管内の如きは、時恰も世界大戰新に戡まり、列國平和の競爭愈ゝ激烈を加へむとするの秋に際會し且東京市及近郊町村の急激なる人口の增加と、產業の隆昌に伴ひて、自動車其の他の高速重量車輛は勿論、其の他一般交通の激增したるは顯著なる事實にして、道路の改良整

備は一日も緩うすべからざる急務の一に屬するを以て、其の頃より主要道路の改良に付ては、一定の計畫を樹てゝ實行したのであるが、近時に至り漸く之が完成を見たるもの、又近く完成せんとするものが少くないのである。折柄本誌記者の需めもあつたので、東京市内のものは市區改正事業として古くより相當改良せられ、又復興事業として施行の結果大に其の面目を改めたものがあるから、之を除きたる當府内の國道府縣道の改良の概要を述べ、道路法施行後の業績を顧みやうと思ふ。

東京市を中心として各方面に放射的に施設せられ、而も全國交通の幹線たる一號（東海道）、四號（陸羽街道）、七號（千葉街道）及九號（中仙道）の四國道と、都市計畫事業として、市に隣接する町村内に於て、市を中心として各方面に放射する八號國道（甲州街道）並主要府縣道、市の外廓に於て隣接町村を互に拘聯する環狀道路と、其の他の府縣道の改修が、本府に於ける道路の改良計畫の要目であつて、府財政の許す範圍内に於て、緩急其の宜しきを制しつつ、現下交通の需要に應じ、兼て都市の發展を統制し、地方産業の開發に資せんとするのである。

一號國道（東海道）府下品川町八ッ山鐵橋より神奈川縣界に至る延長は、五八六〇間を幅員十二間に改築し、府縣界多摩川に架す六郷橋を含む工費は八、二六六千圓餘、大正七年度より昭和三年度に至る繼續事業で既に完成して居る。

四號國道（陸羽街道）府下千住町千住大橋より荒川放水路を經て梅島村に至る延長二、〇八一間餘を幅員六間乃至十二間に改築し、荒川放水路に架す千住新橋及荒川に架す千住大橋を含む工費は三、三三九千圓餘、大正八年度より昭和三年度に至る繼續事業で既に完成して居る。

七號國道（千葉街道）府下龜戸町地内都市計畫環狀道路より小松川町逆井橋に至る延長一、一一八間餘を幅員十二間に改築し、工費一、〇三八千圓餘、大正八年度より昭和二年度に至る繼續事業で是も既に完成して居る。

九號國道（中仙道）府下巣鴨町市郡界より板橋町に至る延長一、六三〇間を幅員十二間に改築し、工費二、六七九千

圓餘、大正八年度より昭和三年度に至る繼續事業で殆んど完成の域に達して居る。

都市計畫第一期事業　大年十年五月内務大臣に於て内閣の認可を受けたる東京都市計畫事業の内東京府知事に於て執行する道路の改修は、所謂環狀線及放射線と稱するもので、環狀線に在りては延長約八里三丁を幅員十二間に新設又は擴築するものであり、放射線に在りては國道及主要府縣道二十二路線、延長約八里を幅員八間乃至十二間に新設又は擴築するもので、工費五九、一九〇千圓餘、内三分の二は土地買收、地上物件移轉費及補償等で、工事費は三分の一位に當つてゐる、大正十年度より昭和七年度に至る繼續事業で目下工事の完成した部分の延長は一九、四二二間卽約八里であつて總延長の約五割六分に相當する。

右に述べた四國道及都市計畫第一期事業道路はいづれも歩車道を區別し車道は五寸の基礎コンクリートの上に二寸のシートアスファルト、アスファルトブロックとかソリヂ[illegible]等の高級鋪裝を爲し、近代的都市交通の發達に應ずる次第である。

都市計畫第二期事業　東京市郊外の急激なる發展は、前記第一期事業の遂行のみにては、到底交通の激增に應ずる事は不可能であるので、昭和二年八月大東京道路網の確立を機とし、其の内最も施行の緊急を要するものと認むる路線三九線を選定し之を新設又は擴築するもので、環狀線に在りては延長一〇四、一六〇米突、放射線に在りては延長二六、〇〇五米突を幅員十一米突乃至二十五米突に改修せむとし工費七二、一九九千圓餘で昭和二年度より同十二年度に至る繼續事業である。

其の他の國道及府縣道　前記國道及都市計畫事業に屬するもの以外に於ても、亦部分的に改良を企圖し、或は之を年度限の工事とし、或は繼續事業として路面の改良、幅員の擴張、屈曲及勾配の矯正に意を用ひて居るのであるが其の内主要なるものに就て述ぶれば、竣功したるものに在りては箇所數約五〇、延長三八、六三〇間幅員三間乃至六間、工費約四、七八二千圓餘である。又目下工事着手中のもの

に在りては、箇所數約七〇、延長約四一、〇〇〇間幅員三間乃至十間、工費約七、五三一千圓で、是等は近く完成の豫定である。

橋梁は都市計畫事業として架設するものは第一期事業中に二十四を算し、第二期事業中にも三十七あり、其の外淺川に架す淺川橋の改築に着手した。尙既往數年間に竣功した主要なる橋梁は約二十で、是等の總延長約三、三〇〇間、幅員三間乃至五間、工費約三、六九七千圓であり、この外に工事に着手し又は着手せんとするもの五である。

今既往十年間に於ける都市計畫事業以外の通常道路橋梁費を掲ぐれば左の如くであるが昭和元年度迄は決算額を示し、其の他は豫算額である。

	大正九	一〇	一一	一二	一三	一四	同昭和一五	二	三	四
經常部	一、〇六八、三二四	一、三七三、四三七	一、一一七、五一〇	一、一五五、〇二一	一、九四、四六三	一、〇一四、四一七	一、三一三、五三四	一、四一四、八〇一	一、五〇一、三三三	一、五九〇、〇四八
臨時部	三八一、一〇三	二六八、一二三	三三三、七五	一八三、四一三	三八七、四一九	九三六、一二六	七〇〇、五一〇	九三八、六七七	一、〇一三、四〇五	五七二、四七〇
計	一、四四九、四一六	一、六四一、五九九	一、四五一、二三五	一、三三八、四三四	一、五八一、八九二	一、九五〇、五四三	二、〇二四、〇六四	二、四一三、四七八	二、五一四、七一八	二、一〇一、五一八

尙路線の認定數は、道路法施行當時に在りては、小笠原島に在る軍事國道を除き、普通の國道は六路線で此の延長

一四二、六五二米突餘である。府縣道は二一九路線此の延長二、〇七六、四八八米突餘であつたが、郡道廢止の際三九路線、延長一五九、二〇八米突餘を增し、更に地方發展に伴ひて認定したるもの三四路線、延長九九、一七二米突餘を增加したので、結局現在府縣道の路線數は二九二となり、路線の延長は知事の管理に屬するもの二、一九〇、三一四米突、東京市長の管理に屬するもの一四四、五五五米突であるが、是等道路の實延長は國道一三〇、〇七〇米突、府縣道一、五五八、九三九米突である。而して郊外町村の發達と、都市計畫道路網の漸次實施せらるゝに從て、府縣道の路線認定も相當の變更を受け、其の延長も亦增加するに至るべきは疑はぬ所である。

府縣道中に介在する賃取橋は、荒川に架す白髭橋であるが、道路法の精神に鑑み大正十二年元資を鎖却して之を廢止せしめ、目下都市計畫事業として工費約一、二四五千圓を以て改築中である。

次に道路改良費の財源に就て述ぶれば、四國道及都市計畫第一期事業道路の改修に在りては工費の二分の一乃至三分の二の國庫補助を得て施行し來りしが、大正十二年の大震災後は道路改良費より支出せらるゝ補助費は廢止せられて四國道の殘工事及都市計畫事業道路の一部を復興事業として施工することゝなり之に對して二、五〇〇千圓を復興事業費より補助せらるゝに至りたるが、近時國道の改修に對しては若干を補助せらるゝも、府縣道に對しては補助な

年度	調定額	收入額	未收入額	收入步合
二年度	二九、七〇〇圓	二四、五九三	五、一〇七	〇、八二八
三年度	一九三、八〇二	一七五、二二三	一八、五七九	〇、九二四
四年度	三八九、九四四	一九四、四三一	一九五、五一三	十一月末日迄ノ分

き爲、財源の調達上遺憾の點が尠くないのである。又受益者負擔金は道路法の規定に依るものは、鋪裝道路の受益者負擔規程は成案を得て、未だ內務省の認可が來ないが、都市計畫法に依る道路の新設又は擴築に對するものは昭和二年三月內務省令第十一號を以て制定せられ、現に徵收を開始し其の成績は前表の如くである。

尙各地帶別に於ける間に負擔、面積負擔の金額は左の如くである。

地帶別	最高	最低	平均
	圓		
第一地帶（道路幅員一倍） 間口一間當	六七、二二	三〇、〇八	四三、九六
一坪當	一一、一〇	五、三〇	七、五六
第二地帶（同二倍） 一坪當	五、六〇	二、七六	三、七一
第三地帶（同四倍） 一坪當	二、三三	一、一四	一、五六

其の他改修道路上に軌道を敷設するものあるときは、軌道經營者と協議の上、改修幅員と軌道幅員との關係を考慮し、相當額の工費を分擔せしめてをるが、他は一般財源、都市計畫特別稅等を以て支辨して居る次第である。

次に道路の維持及修繕の問題であるが、本府に於ては府令を以て知事の管理する國道及府縣道の維持を、沿道居住者及市町村長の負擔として居るが、其の方法は沿道居住者は各其の地先の一半但し步車道の區別ある道路に在りては其の車道を除き、市町村長は其の他の區域を維持することゝしてをるが、其の運用は餘り良く行つてゐない樣だ。修繕に付ては砂利道は暫く之を措き、鋪裝道路に在りては現在延長約三六、〇〇〇間、其の面積約三十萬坪あるから、之を十年每に改築するときは坪當り約十圓と見積り、年々約三十萬圓を要するを以て、相當時機小破修繕を屢々する方が非常に經濟であるから、目下之を經費の許す限りに於て實施中である。

尙附言して置くことは乘合自動車の營業と自動車專用道路の問題であつて、現在本府管內に於ける乘合自動車營業者數は七五にして、其の營業哩數六六五哩、使用車臺數八三五臺で、平均一箇月運轉哩程は一、四四七哩餘となるのであるが、今假りに運轉道路の平均幅員を五、四米として、其

の二分の一の幅を修繕するものとし、一平方米突當りの平均修繕費を約二〇錢とするときは、前記營業哩程より東京市内の分及營業路線重複の部分約三割を控除して算出すれば、延長約六二二、二五二米突に付ての修繕費は約三二七、六一六圓の巨額に達し、管理上の由々敷問題である。此の方面は只今研究中である。

自動車專用道路は近來非常な問題となつて居り、本府管内に於ける出願數は、東京市近郊より神奈川方面九線、八王子方面五線、千葉埼玉栃木各縣方面六線、東京市近郊七線合計二十一線で、内二線の許可、一線の不許可が主務省に進達してある。其の他の線は調査中若は他府縣に照會中である。

終りに街路樹に付て一言すれば、前記四國道及都市計畫道路に在りては、街路樹を植栽するの計畫であつて、既成部分に對しては之を購入して來たけれども、是等は樹種の選擇及植栽時季の關係等に依り、容易に之を得ること難く且價格に至りては、樹齡及樹形の關係上一本當り植込を加算して四圓乃至七圓の高價であるから、苗圃を設置して直營を以て育成することゝし、郊外適當の場所に約十萬坪を借入れ、經費約十一萬餘圓を以て向後九年間に、イテフ・プラタナス・トチ・エンジュ等を育成し、幅員一八米突以上の道路に植栽する豫定であるが、之に依り一本當り大略三圓五十錢以内で濟むことゝ考へてをる。

右の外郊外町村の發展に因り、町村道の改良も隨所に行はれて居り、且土地區劃整理及耕地整理に依る改良も、可なり廣汎に施行せられて居るが、是等の狀況に付ては他日に讓り、茲には道路法施行後の路政進展の概況を述ぶるに止むることゝする。